「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)

平成 16 年 12 月 7 日

日本証券業協会

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
(目的)		保護法1条
第1条 この指針は、個人情報の保護に関する法律(以下「保護法」とい	〇 この指針は、平成 17 年4月からの個人情報保護法の全面施	金融分野が小
う。)、個人情報の保護に関する法律施行令「以下「施行令」という。」、「個	行に対応するため、会員が遵守すべき事項及び必要な措置等を	ライン 1 条
人情報の保護に関する基本方針」(閣議決定)及び金融分野における個人	証券取引及び会員の業務の実情に即して定めるものである。	
情報保護に関するガイドライン(平成16年金融庁告示第〇〇号、以下「金	〇 この指針は、理事会決議(自主規制会議決議)として定め、	
融分野ガイドライン」という。)等を踏まえ、会員の証券業及び証券業に	すべての会員を対象とする。	
付随する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、会員が	〇 「解説」は、この指針を運用するための考え方や実務の具体	
講ずべき具体的措置等を定めるものである。	例・参考例を記載したものである。	
(定義)		
第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に		
定めるところによる。		
1 個人情報	1. 個人情報	保護法2条
生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年	(1)「個人情報」の具体例	金融分野ガイド
月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他	顧客本人に係る情報のほか、見込客、取引先企業及び証券発	ライン2条①
の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別する	行企業等の個人に係る情報等、会員が証券業及び証券業に付随	
ことができることとなるものを含む。) をいう。	する業務において取得する個人に関する情報が広く該当する。	
なお、「死者に関する情報」が、同時に遺族等の生存に関する情報で	(注) 役職員の雇用等管理における個人情報 (採用、賃金、人	
もある場合には、当該生存する者の個人情報となることがあることに留	事評価、健康診断に係る情報等)及び会員自身の株主に関す	

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
意するものとする。	る個人情報については、この指針の適用対象としない。	
	① 個人顧客の情報(契約の解除等により口座を閉鎖した元顧	
	客の情報を含む。)	
	例えば、次のようなものが該当する。	
	イ 顧客カードの記載事項	
	ロ 内部者登録カードの記載事項	
	ハ本人確認記録記載事項	
	ニ 信用取引口座設定約諾書の記載事項	
	ホ 顧客の取引・預り資産の情報(顧客口座の金銭の入出	
	金、有価証券の入出庫を含む)	
	へ 顧客との通信文書	
	② 見込客や取引先企業、証券発行企業等の個人に関する情報	
	例えば、次のようなものが該当する。	
	イ 氏名、企業名、役職名、電話番号等の情報	
	ロ アンケート及び名簿業者等から入手した情報	
	ハ 官報、高額納税者名簿、職員録等で公にされている情	
	報	
	(2)「特定の個人を識別することができるもの」に該当する例	
	① 氏名が含まれる情報	
	② 氏名は含まれていないものの、当該情報に含まれる個人別	
	に付された番号、記号、画像、音声その他の情報により特定	
	の個人を識別できる情報	

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
	③ 当該情報のみでは識別できないが、当該情報に含まれる番号、記号その他の情報と会員が保有する他の情報又は公開された情報をコンピューター等による処理で照合することによって特定の個人を識別できる情報	
	(3)「他の情報と容易に照合することができる」に該当する例 ・ 例えば、通常の作業範囲において、個人情報データベース等 にアクセスし、照合することができる状態をいう。他の事業者へ の照会を要する場合や会員内部でも部門が異なる場合等であっ て照合が困難な状況にある場合は、該当しない。	
2 個人情報データベース等個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。 イ 特定の個人情報をコンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成したものロイに掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引、符号等により容易に検索可能な状態に置かれているもの		保護法2条② 金融分野ガイド ライン2条②
	(2)「個人情報データベース等」に該当しない例 ・ アンケートの戻りはがきで、氏名、住所等で分類整理されていない状態である場合	

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
3 個人データ	3 個人データ	保護法2条④
個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。	(1)「個人データ」に該当する例	金融分野が介
	例えば、次のようなものが該当する。	ライン 2条④
	① 個人情報データベース等から記録媒体へダウンロードさ	
	れた個人情報	
	② 個人情報データベース等から紙面に出力されたもの(又	
	はそのコピー)	
	③ データ入力前の紙ベースの口座開設申込書や顧客カード	
	等であっても、五十音順や口座番号順等により検索可能な	
	状態になっている場合(「個人情報データベース等」に該当)	
	において、当該個人情報データベースを構成する個人情報	
	④ 「氏名」を削除する等、第三者にとって特定の個人を識	
	別することができないようにしたデータであっても、会員	
	から見れば、他の情報と照合することで特定の個人情報を	
	識別することができ、かつ、特定の個人情報を容易に検索	
	可能である場合(「個人情報データベース等」に該当)にお	
	いて、当該個人情報データベースを構成する個人情報	
	(2)「個人データ」に該当しない例	
	例えば、データ入力前の紙ベースの口座開設申込書や顧客	
	カード等が、五十音順や口座番号順等により検索可能な状態	
	になっていない場合(「個人情報データベース等」に該当しな	
	い)において、その中に含まれる個人情報は該当しない。	

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
4 保有個人データ	4. 保有個人データ	保護法2条⑤
会員が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第	(1)「保有個人データ」に該当する例	施行令3条
三者への提供の停止のすべての権限を有する個人データであって、次に	例えば、次のようなものが該当する。	施行令4条
掲げるもの以外のものをいう。	① 自社が作成、処理した個人情報データベース等(自社の	
	顧客などのデータベース、又はそれらの書類、帳簿)を構	
	成する個人情報	
	② 企業データ等の外部のデータを会員内部のデータと組み	
	合わせて保有している場合、組み合わせて作成・保有する	
	当該データベースは、会員自らで訂正権限があると判断さ	
	れるため、「保有個人データ」に該当する。	
	(2)「保有個人データ」に該当しない例 例えば、他社から取得したデータベース等、自社で開示等 を行う権限がないものは該当しない(「保有個人データ」は、 開示、訂正、追加又は削除、停止、消去及び第三者への提供 停止のすべてに応じることができる権限を有する個人データ であることが要件になっている。)。	
イ 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者		
の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの		
ロ 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な	〔第4号ロの具体例〕	
行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの	① 暴力団、いわゆる総会屋、反社会的団体若しくはその構	
	成員等による不当要求行為を防止するためその他取引開	

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
	始審査のために、会員が当該団体等の個人データを保有し	
	ている場合	
	② いわゆる不審者、悪質クレーマー等からの不当要求行為を防	
	止するため、当該行為を繰り返す者の個人データを保有している	
	場合	
ハ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害さ		
れるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ		
又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるも		
の		
ニ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮	〔第4号二の具体例〕	
圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれが	・ 警察からの捜査関係事項照会の受理、回答の過程で容疑者等	
あるもの	の個人データを保有している場合	
ホ 6か月以内に消去するもの		
5 本人		
個人情報によって識別される特定の個人をいう。		
(利用目的の特定)		
第3条 会員は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報がどのような	 (1) 事業内容の具体例	保護法 15 条①
事業の用に供され、どのような目的で利用されるかを本人が合理的に予	事業内容を明記する際には、例えば、以下の記載例を参考	_
想できるようできる限り特定しなければならない。	に、できる限り特定する。	ライン3条①、②
	① 証券業務(有価証券の売買業務、有価証券の売買の取次ぎ	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
2 前項の利用目的の特定に当たって、「自社の所要の目的で用いる」とい	業務、有価証券の引受け業務等)及び証券業務に付随する業	
った抽象的な利用目的は、「できる限り特定したもの」とはならないこと	務	

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
から、会員は、提供する金融商品、サービスを示したうえで、利用目的	② 保険募集業務、金融先物取引業、投資顧問業、商品取引業	
を特定するよう努めなければならない。	等、法律により証券会社が営むことができる業務及びこれら	
	に付随する業務	
	③ その他証券会社が営むことができる業務及びこれらに付随	
	する業務(今後取扱いが認められる業務を含む。)	
	(2) 利用目的の具体例	
	利用目的は、例えば、以下のように具体的に記載する。	
	① 当社の証券取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販	
	売、サービスの案内を行うため	
	② 当社又は関連会社、提携会社の金融商品の勧誘・販売、サ	
	ービスの案内を行うため	
	③ 適合性の原則等に照らした商品・サービスの提供の妥当性	
	を判断するため	
	④ お客様ご本人であること又はご本人の代理人であることを	
	確認するため	
	⑤ お客様に対し、取引結果、預り残高などの報告を行うため	
	⑥ お客様との取引に関する事務を行うため	
	⑦ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等によ	
	る金融商品やサービスの研究や開発のため	
	⑧ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため	

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
3 会員は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関		保護法 15 条②
連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。		
4 会員は、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されてい		
る場合には、その旨を明示するよう努めなければならない。		
(与信事業の利用目的)		
第4条 会員は、信用取引又は有価証券担保貸付を行うに際して個人情報	(1) 与信事業の利用目的の明示・「同意」を得る方法の具体例	金融分野ガイド
を取得する場合においては、利用目的を明示する書面に確認欄を設ける	例えば、顧客と信用取引を開始する際に、「当社は、信用取引	ライン3条③
こと等により、利用目的について本人の同意を得るよう努めなければな	の受託のためにお客様の個人情報を取得する」旨の条項を記載	
らない。この場合において、契約書等における利用目的は他の契約条項	した書面を交付し、次の(2)により同意を得る。	
等と明確に分離して記載するものとする。		
	(2)「同意」を得る方法の具体例	
2 会員は、取引上の優越的な地位を不当に利用し、信用取引又は有価証	例えば、次のような方法がある。	
券担保貸付の条件として、これら業務において取得した個人情報につい	① 本人から直接個人情報を取得する書面上又は別の書面上に	
て当該業務以外の金融商品のダイレクトメールの発送に利用することに	利用目的及び同意文言(チェック欄)を記載し、本人の署名	
つき、利用目的として同意させてはならない。	(・捺印)を徴求して同意を得る方法	
	② インターネット等の場合、画面上での同意の意思表示(了	
	解ボタンをクリック等)又は同意文言を記載した本人からの	
	電子メールの受領等による方法	
	③ 上記①又は②以外の電話等非対面の場合、口頭による同意	
	 を得るときは、顧客本人の同意の意思表示を録音等により事	
	 後的に検証可能な体制をとる必要がある。	

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
(「同意」の形式) 第5条 会員は、第6条及び第14条に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面(電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録を含む。以下、同様とする。)によることとする。	(1)「同意」を得る方法の具体例第4条の解説(2)と同様の方法により「同意」を得る。 (2) あらかじめ作成された同意書面を用いる場合の留意事項文字の大きさ及び文章の表現を変えること等により、個人情報の取扱いに関する条項が他と明確に区分され、本人に理解されることが望ましい。または、あらかじめ作成された同意書面に確認欄を設け本人がチェックを行うこと等、本人の意思が明確に反映できる方法により確認を行うことが望ましい。	
(利用目的による制限) 第6条 会員は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第3条により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。	・ 会員が、新たに取扱いを行う業務に関して、既に取得した個人情報を利用する場合、利用目的に明記した「その他証券会社が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む。)」から外れない限り、第3条により特定した利用目的の達成に必要な範囲内と考えられる。	金融分野が介
2 会員は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を 承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同 意を得ないで、承継前における当該他の個人情報取扱事業者の個人情報 の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱っては		金融分野ガイド ライン5条②

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
ならない。		
3 前2項は、次に掲げる場合については適用しない。		
1 法令に基づく場合	(1) 法令に基づく場合の具体例	
	例えば、次のようなものが該当する。	金融分野が化
	① 所得税法第234条第1項(税務当局が行う質問検査)	ライン 5条③一
	② 国税犯則取締法第1条(収税官吏、徴税吏員の行う犯則事	
	件の任意調査)	
	③ 刑事訴訟法第197条(捜査関係照会)	
	④ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	
	第54条第1項(疑わしい取引の届出)	
	⑤ 民事訴訟法第223条(文書提出命令)	
	⑥ 刑事訴訟法第218条第1項(令状による差押え・捜索・検	
	証)	
	⑦ 所得税法第225条 (支払調書及び支払通知書)	
	⑧ 地方税法第72条の63(事業税に係る自治省の職員の質問	
	検査権)	
	⑨ 法人税法第 153 条 (当該職員の質問検査権)	
	⑩ 国税徴収法第141条(質問および検査)	
	① 証券取引法第79条の16(投資者からの苦情に対する対応	
	等)	
	① 証券取引法第79条の16の2(あっせんに対する対応等)	
	③ 証券取引法第 210 条(質問・検査・領置等)	

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき	(2)「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」の具体例例えば、次のようなものが該当する。 ① 暴力団、いわゆる総会屋、反社会的団体若しくはその構成員等の違法行為に関する情報を収集する場合 ② 顧客等の急病に対処するため医療機関へ情報提供する場合 ③ 強硬に意図的な業務妨害をする者について警察へ情報提供する場合 ④ 地震、災害等により本人が行方不明である状況が継続している場合における当該本人の親族への財産開示	金融分野が介が
3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき		金融分野が小が ライン 5条③二
4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき	(3)「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が 法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があ る場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行 に支障を及ぼすおそれがあるとき」の具体例 例えば、税務当局が適正な課税実現の観点から、個々の質 問調査権によらずに行う任意調査に応じる場合 (注)「協力する必要がある」か否かについては、会員が個別に 判断することとなるが、税務当局から「有価証券取引等の	

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
	照会書」その他の書面を受け入れ、特定のうえ提供するこ とが望ましい。	
(機微(センシティブ)情報について) 第7条 会員は、政治的見解、信教(宗教、思想及び信条をいう。)、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報(以下「機微(センシティブ)情報」という。)については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者への提供を行わないよう努めるものとする。	(1) 機微(センシティブ)情報に該当しない情報の例例えば、次のようなものは該当しない。 ① 新聞・テレビや官報・新聞等に記載された公知の情報 ② 相続手続及び納税義務の履行において準拠法を確認するために「国籍(永住権の有無を含む)」を使用する場合の当該「国籍」情報 (2) 留意事項 ・ 平成17年4月1日以後、本人確認等の場面において、顧客から、本人確認書類として、本籍地が記載された運転免許証等の写しの送付を受けた場合、ファイリング(保管)するまでの間に、速やかに、当該本籍地を黒塗りすれば、機微(センシティブ)情報の「取得」に当たらない。なお、平成17年4月1日前に取得した機微(センシティブ)情報(1号から8号のいずれにも該当しないもの)については、同日以後は、利用又は第三者提供を行うことができないことに留意する。	金融分野が介が

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
1 法令等に基づく場合	(3)「法令等に基づく場合」の具体例 法律、政省令、条令、条約のほか、閣議決定や官公署が発出 する公的な文書に基づく場合で、例えば、次のようなものが該 当する。 ① 顧客から「障害者等の少額貯蓄非課税制度」の利用資格を 確認するため、身体障害者手帳(写)の提出を受けた場合 ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく 暴力団追放運動推進センターの会議等の場で文書等に記載された暴力団や反社会的団体若しくはその構成員の反社会的行為に関する情報を取得する場合 ③ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 第54条第1項に基づく疑わしい取引の届出により、個人情報を取得する場合 ④ 内部者取引の未然防止を図るために、勤務先情報として、 政治又は宗教等に関する団体名を取得する場合	
2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合	(4)「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」 の具体例 例えば、暴力団、いわゆる総会屋、反社会的団体若しくは その構成員等を把握する目的で、犯罪情報を取得する場合	
3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある 場合		
4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定		

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合		
5 源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体		
若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等の機微(セ		
ンシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供する場合		
6 相続手続きによる権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機	(5)「相続手続きによる権利義務の移転等の遂行に必要な限りに	
微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供する場合	おいて、機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提	
	供する場合」の具体例	
	例えば、相続手続きのための戸籍謄本を取得する場合	
7 証券業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき		
業務遂行上必要な範囲で機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第		
三者提供する場合		
8 機微(センシティブ)情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基		
づき、本人確認に用いる場合		
2 会員は、機微(センシティブ)情報を前項各号に定める事由により取		
得、利用又は第三者提供する場合には、各号の事由を逸脱した取得、利		
用又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うこととす		
వ .		
(適正な個人情報の取得)		保護法 17条
第8条 会員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはなら	(1) 「不正の手段」に該当する例	金融分野ガイド
ない。また、会員は、第三者から個人情報を取得するに際しては、本人	例えば、次のようなものが該当する。	ライン7条
の利益の不当な侵害を行ってはならない。	① 犯罪行為と同視できるような違法行為(窃取、詐欺、脅迫、	
	盗撮など)	

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
	② 保護法 23 条に規定する第三者提供制限違反を強要して個人情報を取得した場合③ 他の事業者に指示して不正の手段で個人情報を取得させ、その事業者から個人情報を取得する場合	
	(2) 「不正の手段」に該当しない例 例えば、名簿作成会社等の第三者から個人情報を取得する ことはできる。ただし、二次的に個人情報を取得する場合に おいて、一次取得者が適正かつ適法な手段により個人情報を 取得しているかについて不審を抱く事情があれば、確認しな ければならない。	
	(3) 「本人の利益の不当な侵害」に該当する例 例えば、情報の不正取得等の不当な行為を行っている第三 者から、当該情報が漏えいされた情報であること等を知った うえで個人情報を取得してはならない。	
 (個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等)		保護法 18 条①
第9条 会員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を	(1) 「通知」方法の具体例	金融分野が小
公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又	例えば、次のような方法がある。	ライン8条①
は公表しなければならない。	① 書面による通知 (原則)	
この場合において、「通知」の方法については、原則として書面による	② 電子メールによる通知	
こととし、「公表」の方法については、販売方法等の事業の態様に応じ、	③ 電話(自動音声を含む。)による通知	

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
営業所の窓口等への書面の掲示・備付け、インターネット上のホームペー	(2) 「公表」方法の具体例	
ジ等での公表等適切な方法によるものとする。	例えば、次のような方法がある。	
	① 書面等の掲示・備付け	
	② パンフレットへの記載・配布	
	③ ホームページへの掲載	
	④ 営業所等へのポスター等の掲示	
	(注) 保護法施行前から保有している個人情報については、法施	
	行時に個人情報の取得行為がなく、保護法 18 条の規定は適	
	用されない。	
2 会員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結すること	(3) 本人から書面により直接的に取得するケースの例	保護法 18 条②
等に伴って契約書その他の書面に記載された個人情報を取得する場合	例えば、次のような場合がある。	金融分野ガイド
は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。	① 本人から、証券総合口座申込書、保護預り口座設定申込書、	ライン8条②
ただし、人命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、	信用取引口座設定申込書、外国証券取引口座設定申込書等を	
この限りでない。	受領する場合	
	② 本人から本人確認書類又はその写しを受領する場合	
	③ 返信用ハガキ、アンケートに記載された個人情報を直接本	
	人から取得する場合	
	(4) 「明示」の方法の具体例	
	例えば、次のような方法がある。	
	① 利用目的を記載した書面で明示する方法	
	② ポスター等の掲示により明示する方法	
	③ パンフレット又はチラシの配布等により明示する方法	

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
	④ インターネット取引の場合は、顧客入力画面や顧客宛て電 子メールにより明示する方法	
	(5) 「明示」の内容等 ① 「明示」する内容は、取得した個人情報の利用目的である。 「明示」は、当該書面に記載された個人情報の利用目的のみを示す方法と、第3条により特定した包括的な利用目的の全部又は一部を示す方法のいずれかによるものとする。 ② 本人に対して、取引開始時等に包括的な利用目的を明示している場合で、当該書面に記載された個人情報の利用目的が、取引開始時等に明示された包括的な利用目的の範囲内にあるときは、当該書面による個人情報を取得する都度、あらためて利用目的の明示を行う必要はない。	
3 会員は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、 本人に通知し、又は公表しなければならない。		保護法 18 条③
4 前各項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。		保護法 18 条④
1 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者 の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合	(6) 第4項第1号の具体例 例えば、第三者から、暴力団、いわゆる総会屋、反社会的団 体若しくはその構成員等についての情報提供を受ける場合	
2 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該会員の権利又 は正当な利益を害するおそれがある場合	(7) 第4項第2号の具体例 例えば、次のようなものが該当する。	

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
	① 暴力団、いわゆる総会屋、反社会的団体若しくはその構成	
	員等についての情報を取得する場合	
	② 通知又は公表される利用目的により、会員が行う新商品等	
	の開発内容、営業ノウハウ等の企業秘密にかかわるようなも	
	のが明らかになる場合	
3 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対	(8) 第4項第3号の具体例	
して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は	例えば、捜査機関から捜査への協力に必要な被疑者の個人情	
公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき	報の提供を受ける場合	
4 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合	(9) 第4項第4号の具体例	
	例えば、次のようなものが該当する。	
	① 電話等での資料請求に対し、請求者が提供した住所、氏名	
	に関する情報を請求された資料の送付のみに利用する場合	
	② 法人との取引により、法人の代表者、担当の役職員の個人	
	名等を取得し、当該個人情報を当該取引にのみ利用する場合	
(データ内容の正確性の確保)		保護法 19 条
第10条 会員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを	(1)「個人データの正確かつ最新の内容に保つ方法」の具体例	金融分野ガイド
正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。	例えば、次のような方法があるが、各社の業務の態様等に応	ライン9条
このため、会員は、顧客等の個人データの保存期間について契約終了	じ、各社において必要な対応に努めるものとする。	
後一定期間内とする等、保有する個人データの利用目的に応じ保存期間	① 取引報告書・取引残高報告書等やホームページにおいて、	
を定め、当該期間経過後の保有する個人データを消去することとする。	顧客の氏名・住所等の変更届出手続きについて周知する。	
ただし、法令等に基づく保存期間の定めがある場合には、この限りでな	② 定期的に顧客カード等の情報を顧客本人に通知し、内容の	

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
l'o	確認を求める。 ③ 顧客からの届出内容を迅速かつ正確に個人情報データベースに反映する	
	(2)「保存期間」について	
	保存期間は合理的理由を伴う永久保存も該当する。	
(安全管理措置)		保護法 20 条
第11条 会員は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止	(注)個人データの安全管理のため、会員の規模・業務内容	金融分野ガイド
その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱	等に応じた安全管理措置に関する具体的な措置内容につ	ライン 10 条
規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切	いて、別に定める。	
な措置を講じなければならない。必要かつ適切な措置は、個人データの		
取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安		
全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を含むものでなければならな		
ι _ν ,		
本条における用語の定義は、次のとおりである。		
1 組織的安全管理措置		
個人データの安全管理について役職員(会員の組織内にあって、直接		
又は間接に会員の指揮監督を受けて会員の業務に従事する者をいい、雇		
用関係にある従業者(正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アル		
バイト社員等)のみならず、会員との間の雇用関係にない者(取締役、		
執行役、監査役、派遣社員等)も含まれる。以下同じ。)の責任と権限		
を明確に定め、安全管理に関する規程等を整備・運用し、その実施状況		

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
の点検・監査を行うこと等の会員の体制整備及び実施措置をいう。		
2 人的安全管理措置		
役職員との個人データの非開示契約の締結及び役職員に対する教		
育・訓練等を実施し、個人データの安全管理が図られるよう役職員を監		
督することをいう。		
3 技術的安全管理措置		
個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御、情報		
システムの監視等、個人データの安全管理に関する技術的な措置をい		
う。		
2 会員は、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備として、以下の		
「組織的安全管理措置」を講じなければならない。		
1 規程等の整備		
イ 個人データの安全管理に係る基本方針の整備		
ロ 個人データの安全管理に係る取扱規程の整備		
ハ 個人データの取扱状況の点検・監査に係る規程の整備		
ニの外部委託に係る規程の整備		
2 各管理段階における安全管理に係る取扱規程		
イ 取得・入力段階における取扱規程		
ロ 利用・加工段階における取扱規程		
ハ 保管・保存段階における取扱規程		
二 移送・送信段階における取扱規程		
ホー消去・廃棄段階における取扱規程		
へ 漏えい事案等への対応の段階における取扱規程		

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
3 会員は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、以下の		
「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措		
置」を講じなければならない。		
1 組織的安全管理措置		
イ 個人データの管理責任者等の設置		
ロ 就業規則等における安全管理措置の整備		
ハ 個人データの安全管理に係る取扱規程に従った運用		
ニ 個人データの取扱状況を確認できる手段の整備		
ホ 個人データの取扱状況の点検・監査体制の整備と実施		
へ 漏えい事案等に対応する体制の整備		
2 人的安全管理措置		
イ 役職員との個人データの非開示契約等の締結		
ロ 役職員の役割・責任等の明確化		
ハ 役職員への安全管理措置の周知徹底、教育及び訓練		
ニ 役職員による個人データ管理手続きの遵守状況の確認		
3 技術的安全管理措置		
イ 個人データの利用者の識別及び認証		
ロ 個人データの管理区分の設定及びアクセス制御		
ハ 個人データへのアクセス権限の管理		
ニ 個人データの漏えい・き損等防止策		
ホ 個人データへのアクセスの記録及び分析		
へ 個人データを取り扱う情報システムの稼動状況の記録及び分析		
ト 個人データを取り扱う情報システムの監視及び監査		

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
(役職員の監督)		保護法 21 条
第12条 会員は、その役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、	(注)役職員の定義については、第 11 条参照	金融分野が介
当該個人データの安全管理が図られるよう、適切な内部管理体制を構築		ライン 11 条
し、その役職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。		
2 会員は、前項の役職員に対する「必要かつ適切な監督」を以下の体制		
整備等により行うこととする。		
1 役職員が、在職中及びその職を退いた後において知り得た個人デー		
タを第三者に知らせ、又は利用目的外に使用しないことを内容とする		
契約等を採用時に締結すること		
2 個人データの適正な取扱いのための取扱規程の策定を通じた役職員		
の役割・責任の明確化及び役職員への安全管理義務の周知徹底、教育		
及び訓練を行うこと		
3 役職員による個人データの持出し等を防ぐため、社内での安全管理		
措置に定めた事項の運用状況等の確認及び役職員の個人データ保護に		
対する点検・監査制度を整備すること		
(委託先の監督)		保護法 22 条
第13条 会員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託(契約の形態	(注) 委託先には外国の委託先も含まれる。	金融分野ガイド
や種類を問わず、会員が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を		ライン 12 条
行わせることを内容とする契約の一切を含む。)する場合は、その取扱い		
を委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に		
対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。		
2 会員は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し		

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
委託するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理措置が図ら		
れるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保		
することが必要である(二段階以上の委託が行われた場合には、委託先		
の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかにつ		
いても監督を行うものとする。)。		
具体的には、以下の対応等が必要である。		
1 個人データの安全管理のため、委託先における組織体制の整備及び安		
全管理に係る基本方針・取扱規程の策定等などの内容を委託先選定の基		
準に定め、当該基準に従って委託先を選定するとともに、当該基準を定		
期的に見直すこと。		
2 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における個人デ		
一タの漏えい・盗用・改ざん及び目的外利用の禁止、再委託に関する条		
件及び漏えい等が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理		
措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的又は随時に当該委託契約に		
定める安全管理措置の遵守状況を確認し、安全管理措置の見直しを行う		
こと。		
(第三者提供の制限)	(1) 個人データを第三者提供する場合の留意事項	保護法 23 条
第14条 会員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得	取得した個人データを第三者に提供するに当たっては、	金融分野ガイド
ることなく、個人データを第三者(個人データを提供しようとする会員	① 本人の同意を得る方法(同意が推定される場合を含む)	ライン 13 条
及び当該個人データに係る本人のいずれに該当しないものをいい、自然	② 法令に基づく場合等の適用除外の場合(第1項第1号~第	
人、法人その他の団体を問わない。以下同じ。)に提供してはならない。	4号)	
	③ オプトアウトによる場合(第2項)	
	④ 委託の場合 (第4項第1号)	

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
	⑤ 合併等の事業承継の場合(第4項第2号)	
	⑥ 共同利用の場合 (第4項第3号)	
	のいずれに当たるかを確認する必要がある。	
	なお、第三者への提供の同意を得る際には、原則として書面	
	によることとし、当該書面における記載を通じて、個人データ	
	を提供する第三者、提供を受けた第三者における利用目的及び	
	第三者に提供される情報の内容を本人に認識させた上で同意	
	を得ることとする。	
1 法令に基づく場合	(2) 法令に基づく場合の具体例	金融分野が小
	例えば、次のようなものが該当する。	ライン5条③―
	① 所得税法第234条第1項(税務当局が行う質問検査)	
	② 国税犯則取締法第1条(収税官吏、徴税吏員の行う犯則事	
	件の任意調査)	
	③ 刑事訴訟法第197条(捜査関係照会)	
	④ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	
	第54条第1項(疑わしい取引の届出)	
	⑤ 民事訴訟法第223条(文書提出命令)	
	⑥ 刑事訴訟法第218条第1項(令状による差押え・捜索・検	
	訂正)	
	⑦ 所得税法第225条 (支払調書及び支払通知書)	
	⑧ 地方税法第72条の63(事業税に係る自治省の職員の質問	
	検査権)	
	⑨ 法人税法第 153条 (当該職員の質問検査権)	

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
	⑪ 国税徴収法第 141 条(質問および検査)	
	⑪ 証券取引法第 79 条の 16 (投資者からの苦情に対する対応	
	等)	
	① 証券取引法第79条の16の2(あっせんに対する対応等)	
	③ 証券取引法第 210 条(質問・検査・領置等)	
2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本	(3)「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で	
人の同意を得ることが困難であるとき	あって、本人の同意を得ることが困難であるとき」の具体例	金融分野ガイド
	例えば、次のようなものが該当する。	ライン5条③二
	① 暴力団、いわゆる総会屋、反社会的団体若しくはその構成	
	員等の違法行為に関する情報を収集する場合	
	② 顧客等の急病に対処するため医療機関へ情報提供する場	
	合	
	③ 強硬に意図的な業務妨害をする者について警察へ情報提供	
	する場合	
	④ 地震、災害等により本人が行方不明である状況が継続して	
	いる場合における当該本人の親族への財産開示	
3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要があ		金融分野ガイド
る場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき		ライン5条③二
4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定	(4) 「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が	
める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本	法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があ	
人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあ	る場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行	
るとき	に支障を及ぼすおそれがあるとき」の具体例	
	例えば、税務当局が適正な課税実現の観点から、個々の質	

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
	問調査権によらずに行う任意調査に応じる場合が該当する。	
	(注)「協力する必要がある」か否かについては、会員が個別に	
	判断することとなるが、税務当局から「有価証券取引等の	
	照会書」その他の書面を受け入れ、特定のうえ提供する方	
	法もある。	
2 会員は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じ	(5) 「通知」の方法の具体例	
て当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することと	例えば、次のような方法がある。	
している場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に	① 書面による通知(原則)	
通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項にか	② 電子メールによる通知	
かわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。	③ 電話(自動音声を含む)による通知	
	(6) 「本人が容易に知り得る状態」について 「本人が容易に知り得る状態」とは、本人が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、容易に知りえることができる状態をいう。このため、会員は、販売方法等の態様に応じて、例えば、次のような方法により継続的な公表を行う必要がある。 ① ホームページへの常時掲載 ② 店舗の窓口等での常時掲示・備付け ③ パンフレット・リーフレットの継続的な配布 (注)複数の手段を用意することが望ましい。	

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
1 第三者への提供を利用目的とすること		
2 第三者に提供される個人データの項目		
3 第三者への提供の手段又は方法	(7)「第三者への提供の手段又は方法」の具体例	
	例えば、次のようなものが該当する。	
	① 刊行物の発行	
	② オンライン等による情報提供	
4 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への		
提供を停止すること		
3 会員は、前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更	(8)「通知」及び「本人が容易に知り得る状態」	
する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得	第2項と同様の方法	
る状態に置くものとする。		
4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三		
者に該当しない。		
1 会員が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱い	(9)「利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱	
の全部又は一部を委託する場合	いの全部又は一部を委託する場合」の具体例	
	例えば、次のような場合が該当する。	
	① 顧客データを提供し、入力作業を委託するケース	
	② 顧客データを提供し、書類の発送を委託するケース	
	③ 事務処理のアウトソース	
	④ 顧客データ保管・廃棄のアウトソース	
	⑤ 会員がM&AやTOBに関与する場合において、売り手側	
	企業が、会員との間の業務委託契約に基づいて、売り手側企	

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
	業の従業員個人データ・株主に係る情報を会員に提供するケ	
	ース	
	(注)会員は、第 13 条により、委託先に対し必要かつ適切な監	
	督を行わなければならないことに留意する。	
2 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供され	(10)「合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データ	
る場合	が提供される場合」の具体例	
	例えば、次のような場合が該当する。	
	① 合併	
	② 会社分割	
	③ 営業譲渡	
3 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その	(11)「共同利用」の具体例	
旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の	・ グループ会社等による共同利用(例えば、総合的サービス	金融分野ガイド
範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を	の提供、リスク管理)	ライン 13 条⑥
有する者(会員において、第一次的に苦情を受け付け、その処理を行う		
とともに、開示、訂正等、利用停止等の決定を行い、安全管理に責任を	(12)「通知」の方法の具体例	
有する者をいう。第6項において「管理責任者」という。)の氏名又は	例えば、次のような方法がある。	
名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る	① 書面による通知(原則)	
状態に置いているとき	② 電子メールによる通知	
	③ 電話(自動音声を含む)による通知	
	(13)「本人が容易に知り得る状態」の具体例	
	例えば、次のような方法がある。	

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
	① ホームページへの継続的な掲載② 店頭での継続的なポスターの掲示、書面の備付け③ パンフレット・リーフレットの継続的な配布(注)公表が継続的に行われており、顧客にとって、見やすい場所、分かりやすい場所への掲載・掲示が行われている状態	
5 会員が前項第3号の規定により行う通知は、原則として書面によることとする。会員による「共同して利用する者の範囲」の通知等については、共同利用者を個別列挙するよう努めなければならない。	 (14) 共同利用者の範囲について ① 共同利用者を個別列挙することが望ましいが、個別に列挙しない場合は、本人から見て、共同して利用する者の範囲の外延を明確にするため、例えば、「当社及び有価証券報告書等に記載されている、連結対象会社及び持分法適用会社」というように記載する。 ② 上記①の場合においては、ホームページに共同利用者名を記載する等により、共同利用者の範囲を分かりやすく示すことが考えられる。 	
6 会員は、第4項第3号に規定する利用者の利用目的又は管理責任者の 氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本 人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。	(15)「通知」の方法の具体例 例えば、次のような方法がある。 ① 書面による通知(原則) ② 電子メールによる通知 ③ 電話(自動音声を含む)による通知 (17)「本人が容易に知り得る状態」の具体例	

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
	例えば、次のような方法がある。 ① ホームページへの継続的な掲載 ② 店頭での継続的なポスターの掲示、書面の備付け ③ パンフレット・リーフレットの継続的な配布 (注)公表が継続的に行われており、顧客にとって、見やすい場所、分かりやすい場所への掲載・掲示が行われている状態	
(保有個人データに関する事項の公表等) 第15条 会員は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。なお、利用目的に第三者提供が含まれる場合には、第2号の内容として、その旨を記載する必要がある。 1 会員の名称 2 すべての保有個人データの利用目的(ただし、第9条第4項第1号から第3号に該当する場合を除く。) 3 次項、次条第1項、第17条第1項又は第18条第1項若しくは第2項の規定による求めに応じる手続(第21条の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。) 4 保有個人データの取扱いに関する自社における苦情の申出先 5 認定個人情報保護団体の名称及びその苦情の申出先	 本人が知ろうと思えば知ることができる状態をいい、会員は、販売方法等の事業の態様に応じて、例えば、次のような方法により、適切な措置を講ずる必要がある。 ホームページへの継続的な掲載(第24条に定める「個人情報保護宣言」と一体として掲載する方法もある) 店頭での継続的なポスターの掲示、書面の備付け パンフレット・リーフレットの継続的な配布 	施行令5条金融分野が介が
2 会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的	(2)「通知」の方法の具体例	

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するも	例えば、次のような方法がある。	
のとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りで	① 書面による通知	
はない。	② 口頭による通知	
1 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的	③ 電子メールによる通知	
が明らかな場合	④ 電話(自動音声を含む)による通知	
2 第9条第4項第1号から第3号に該当する場合		
3 会員は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を		
通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通	同上	
知しなければならない。		
(開示)		保護法 25 条①
第16条 会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データについ	 (1) 「開示の求めを行った者が同意した方法」の具体例	 施行令 6 条
て開示を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法又は開	 例えば、次のような方法がある。	金融分野が作
示の求めを行った者が同意した方法により、遅滞なく、当該保有個人デ	① 電子メールによる方法	ライン 15 条
一タを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいず	② 電話による方法	
れかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。		
1 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれ		
がある場合		
2 会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合	(2)「会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあ	
	る場合」に該当する例	
	例えば、次のような場合が該当する。	
	① 評価情報等、会員が付加した情報の開示請求を受けた場合	

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
	又は保有個人データを開示することにより顧客との取引の適	
	正な実施が妨げられる場合	
	② 同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り	
	返し開示の求めがあり、事実上問合せ窓口が占有されること	
	によって、他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務	
	上著しい支障を及ぼすおそれがある場合	
	(3) 「会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあ	
	る場合」に該当しない例	
	例えば、開示すべき個人データの量が多いことのみを不開	
	示理由とすることはできない。	
3 他の法令に違反することとなる場合	(4)「他の法令に違反することとなる場合」に該当する例	
	例えば、組織的犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する	
	法律 54 条1項に基づいて、主務大臣に取引の届出を行って	
	いたときに、当該届出を行ったことが記録されている保有個	
	人データを開示することが、同条2項の規定に違反する場合	
2 会員は、前項の規定に基づき、求められた保有個人データの全部又に	は (5) 「通知」及び「説明」の方法の具体例	保護法 25 条②
一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく	、	金融分野ガイド
その旨を通知するとともに、その決定の理由について、根拠とした法の	① 書面による通知	ライン 15 条
条文及び判断の基準となる事実を示して説明するよう努めるものとな	② 口頭による通知	
る。	③ 電子メールによる通知	
	④ 電話(自動音声を含む)による通知	

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
(訂正等) 第17条 会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく、事実の確認等の必要な調査	 利用目的の達成に必要な範囲で訂正等を行うものであり、 必要以上の訂正等を義務付けるものではない。 本手続は、保護法に基づくものであり、取引における一般的な住所変更等の届出にまで適用されるものではない。 	保護法 26 条 金融分野ガイド ライン 16 条
を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。 2 会員は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。 なお、会員は、訂正等を行わない場合は、訂正等を行わない根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明するよう努めるものとする。	(「通知」及び「説明」の方法の具体例) 例えば、次のような方法がある。 ① 書面による通知 ② 口頭による通知 ③ 電子メールによる通知 ④ 電話(自動音声を含む)による通知	金融分野ガイド ライン 16 条なお書
(利用停止等) 第18条 会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第6 条の規定に違反して取扱われたものであるという理由又は第8条の規定 に違反して取得されているという理由によって、当該保有個人データの 利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)を求められた場合で あって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正する ために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行 わなければならない。		保護法 27 条① 金融分野ガイド ライン 17 条①

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合		
その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益		
を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りで		
ない。		
2 会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第14条第		保護法 27 条②
1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該		金融分野ガイ
保有個人データの第三者への提供の停止が求められた場合であって、そ		ドライン 17 条
の求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人デ		2
一タの第三者への提供を停止しなければならない。		
ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要		
する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、		
本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき		
は、この限りでない。		
3 会員は、第 1 項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若し	(「通知」及び「説明」の方法の具体例)	保護法 27 条③
くは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わな	例えば、次のような方法がある。	金融分野ガイド
い旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人デ	① 書面による通知	ライン 17 条③
一タの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しく	② 口頭による通知	
は第三者への提供を停止しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞	③ 電子メールによる通知	
なく、その旨(本人から求められた措置と異なる措置を行う場合にはそ	④ 電話(自動音声を含む)による通知	
の措置内容を含む。)を通知しなければならない。		
(理由の説明)		保護法 28 条
第19条 会員は、第15条第3項、第16条第2項、第17条第2項及び第	(「通知」及び「説明」の方法の具体例)	金融分野ガイド

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
18条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部につ	例えば、次のような方法がある。	ライン 18条
いて、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置	① 書面による通知	
をとる旨を通知する場合は、本人に対し、措置をとらない又は異なる措	② 口頭による通知	
置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示し、その理由を	③ 電子メールによる通知	
説明するよう努めなければならない。	④ 電話(自動音声を含む)による通知	
(開示等の求めに応じる手続)		保護法 29 条
第20条 会員は、第15条第2項、第16条第1項、第17条第1項及び第		施行令7条
18条第1項若しくは第2項の規定による求め(以下「開示等の求め」と		金融分野ガイド
いう。)に関し、以下のとおり、その受付けの方法を定めることができる。		ライン 19条
この場合において、会員は、第24条に定める個人情報保護宣言と一体と		
して、インターネットのホームページでの常時掲載や事務所の窓口等で		
の掲示・備付けを行うよう努めることとする。		
1 開示等の求めの申出先	(1) 開示等の求めの申出先の具体例	
	例えば、支店・営業所や事務センター等の部署名・住所・	
	電話番号・電子メールアドレス等	
2 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求め	(2) 開示等の求めに際して提出すべき書面	
の方式	会員は、本人が開示等の求めに際し提出すべき書面を定めて	
	おくことが望ましい。	
	① 本人の場合	
	例えば、「保有個人データ」開示申請書、変更等申請書、利	

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
	用停止等申請書及び本人確認書類 ② 代理人の場合 例えば、上記①の書面に加え、会員所定の委任状及び代理 人の本人確認書類 ③ その他の開示等の求めの方式の具体例 例えば、来店、郵送、電子的手段等の複数の手段が考えられる。 (注)開示等の求めの方法を来店のみに限るのは、「本人に過重な負担を課する」可能性もあるので、代替手段を用意する	
3 開示等の求めをする者の本人確認方法	ことが望ましい。 (3) 本人確認方法の具体例 ・ 本人確認法の規定に基づく確認手続きかそれと同レベルの対応が必要と考えられる。	
4 第21条の手数料の金額とその徴収方法(無料とする場合を含む。)		
5 開示等の求めの対象となる保有個人データの特定に必要な事項	(保有個人データの特定に必要な事項の具体例)例えば、氏名、住所、生年月日、電話番号、取引店名、口座番号等が考えられる。	
6 開示等の求めに対する回答方法等	(5) 開示等の求めに応じる回答方法の具体例例えば、次のような方法がある。① 郵送、電話、電子メール等の手段② 開示の対象となる情報によっては、回答はその場でなく後刻となること	
2 会員は、代理人(未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、又	は (6) 代理人の本人確認方法の具体例	

		I
「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
本人が委任した任意代理人)が開示等の求めを行う場合の手続きとして、	・ 本人確認法の規定に基づく確認手続きかそれと同レベルの	
前項各号に加えて次の事項を定めるものとする。なお、代理人による開	対応が必要と考えられる。	
示等の求めに対して、本人に直接開示等することは妨げない。	(7) 代理人の代理権を確認する方法の具体例	
1 代理人の本人確認方法	例えば、次のような方法がある。	
2 代理人の代理権を確認する方法	① 会員所定の委任状以外は認めない。	
	② 委任状等の提出があった場合でも代理権の存在を疑わせる	
	特段の事情が認められるときは、電話等で本人からの代理権	
	授与の意思確認をとることができるまで開示しない。	
	③ 会員所定の方法による代理権の確認ができない場合は、不	
	開示とする。	
3 会員は、前二項の規定に基づき開示等の求めに関する手続きを定める		保護法 29 条③
にあたっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しな		
ければならない。		
(手数料)		保護法 30 条①
第21条 会員は、第15条第2項の規定による利用目的の通知又は第16条		
第 1 項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、		
手数料を徴収することができる。		
2 会員は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して		保護法 30 条②
合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなけ		金融分野ガイド
ればならない。この場合において、会員は、同様の内容の開示等手続の		ライン 20 条
平均的実費の予測等に基づき、合理的な手数料額を算定するよう努める		
こととする。		

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
(会員における苦情の処理)		保護法 31 条①
第22条 会員は、個人情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、その内		金融分野が小
容について調査し、合理的期間内に、適切かつ迅速な処理に努めること		ライン 21 条①
とする。		
2 会員は、苦情処理手順の策定、苦情受付窓口の設置、苦情処理に当た		保護法 31 条②
る役職員への十分な教育・研修など、苦情処理を適切かつ迅速に行うた		金融分野が小
めに必要な体制の整備に努めなければならない。		ライン 21 条②
(漏えい事案等への対応)		基本方針
第23条 会員は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、監督当	・ 漏えい等には、滅失、毀損を含む。	金融分野ガイド
局及び本協会に直ちに報告することとする。		ライン 22 条
2 会員は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、二次被害の	・ 郵便、メール、ファクシミリ等の誤配送・誤送信等で、かつ、	
防止、類似事案の発生回避等の観点から、漏えい等の事実関係及び再発	件数、内容等が些細な流出であっても、二次被害や類似事案が	
防止策等を早急に公表することとする。	発生する可能性がある場合は、公表する必要がある。	
3 会員は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、漏えい等の		
対象となった本人に速やかに漏えい等の事実関係等の通知を行うことと		
する。		
(個人情報保護宣言の策定)		保護法 18 条、
第24条 会員は、個人情報に対する取組み方針をあらかじめ分かりやすく	(公表方法の具体例)	24条
説明することの重要性に鑑み、事業者の個人情報保護に関する考え方及	例えば、次のような方法がある。	基本方針
び方針に関する宣言(いわゆるプライバシーポリシー、プライバシース	① インターネットのホームページへの掲載	金融分野ガイ

「個人情報の保護に関する指針(仮称)」(案)	解説(案)	参照条文
テートメント等。以下「個人情報保護宣言」という。)を策定し、公表す るものとする。	② 事務所の窓口等でのポスター・書面等の掲示・備付け ③ パンフレットへの記載・配布	ドライン 23 条
2 個人情報保護宣言には、例えば、以下の内容を記載することとする。 1 関係法令等の遵守、個人情報を目的外に利用しないこと及び苦情処理に適切に取り組むこと等、個人情報保護への取組み方針の宣言 2 保護法 18 条における利用目的の通知・公表等の手続についての分かりやすい説明 3 保護法 24 条における開示等の手続等、個人情報保護の取扱いに関する諸手続についての分かりやすい説明 4 個人情報の取扱いに関する質問及び苦情処理の窓口		
(協会への報告) 第25条 本協会は、会員による本指針の遵守を確認するために、適宜報告を求めることができる。 2 本協会は、会員に対し、本指針を遵守させるために必要な指導、勧告その他の措置を行うものとする。		
附 則 この指針は、平成17年4月1日から施行する。		